

「とくしまマイシティ便利帳」仕様書

1 概要

市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口や各種手続等の行政情報と地域の生活情報に企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた市民向け情報誌「とくしまマイシティ便利帳」（以下「便利帳」という。）を、徳島市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「協働発行業者」という。）が協働して発行する。

2 発行時期

令和6年11月末（予定）

3 規格等

(1) 作成予定部数

140,000部

(2) 規格

A4判 180ページ程度 但し、図表等については必要に応じてA3判折り込み可

紙質：再生紙A判25.5kg、表裏表紙はコート紙

フルカラー又は一部カラー（ベジタブルインキ使用）

(3) 主な内容

行政情報（市の沿革・概要、市役所の窓口・手続き、公共施設案内ほか）

地域情報、広告等

(4) 広告の掲載

全紙面に対する広告の割合は概ね30%以下とする。

裏表紙の広告の割合は70%以下とし、広告表示や紙面周囲を余白にするなど、表裏の区別ができるよう工夫する。

とくしまマイシティ便利帳協働発行業者実施要綱及び徳島市民間事業実施要綱の規定を遵守する。

4 作成方法

- ① 市は協働発行業者に便利帳の制作に必要な行政情報を提供する。
- ② 協働発行業者は、便利帳の制作に必要な行政情報以外の情報の収集、市民便利帳の企画編集、印刷、製本及び配布を行う。
- ③ 協働発行業者は、便利帳に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、協働発行業者に帰属するものとする。

5 作成経費

便利帳の企画、編集、印刷、製本及び配布に係る費用は、協働発行業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

6 納品

- ① 協働発行事業者は制作した便利帳を、無償で市内の全世帯へ発行月の翌月末日までに一斉に配布する。
- ② 協働発行事業者は、便利帳が未配布の世帯から配布の要請があったときは、その都度、速やかに配布する。
- ③ 協働発行事業者は、残数を徳島市市民生活相談課が指定する場所に納入する。
- ④ 協働発行事業者は、納品時に広告部分を除いた行政情報ページをPDF形式に変換したファイルを納品する。

7 役割分担

- ① 市は、協働発行事業者に便利帳の制作に必要な行政情報を提供する。
- ② 協働発行事業者は、便利帳の制作に必要な行政情報以外の情報の収集、便利帳の企画、編集印刷、製本及び配布を行う。

8 責任分担及び問い合わせ等の対応

- ① 行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応する。
- ② 行政情報以外に関しては協働発行事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば協働発行事業者が対応する。